

院内掲示事項

(令和7年10月1日現在)

★ 当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

入院基本料に関する事項

<地域一般入院基本料 入院料3>

日勤・夜勤合わせて入院患者15人に対して1名以上の看護職員を実数配置しています。

8時30分～16時30分 看護職員1人あたりの受け持ち数は6人以内です。

16時30分～8時30分 看護職員1人あたりの受け持ち数は11人以内です。

日勤・夜勤合わせて入院患者15人に対して1名以上の看護補助者を実数配置しています。

8時30分～16時30分 看護補助者1人あたりの受け持ち数は13人以内です。

16時30分～8時30分 看護補助者1人あたりの受け持ち数は32人以内です。

食事サービスに関する事項

当院は、入院時食事療養（I）及び入院時生活療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

1食あたりの負担額

区分		食費
①	一般の方	490円
②	住民税非課税世帯に属する方（③を除く） (過去1年間の入院期間が90日を超えてる方)	230円 (180円)
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方	110円



地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ・ 地域一般入院基本料「入院料3」（50床）
(療養病棟入院基本料I(入院期間が90日を超える場合))
- ・ 入院時食事療養（I）及び入院時生活療養（I）
- ・ 看護配置加算
- ・ 看護補助加算（看護補助体制充実加算：有）
- ・ 認知症ケア加算3
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 人工腎臓
- ・ 導入期加算1
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ C T撮影及びM R I撮影
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（III）
- ・ 運動器リハビリテーション料（III）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（II）
- ・ 診療録管理体制加算3
- ・ データ提出加算1
(加算3(入院期間が90日を超える場合))
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 酸素の購入単価
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・ 後発医薬品使用体制加算3